平成３０年（フ）第４２３３号
東京都台東区日本堤１丁目17―７　おおぞら荘
債務者　古屋　正光
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２３８号
東京都荒川区東尾久２丁目８―４―203
債務者　深田　　守
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２５４号
千葉県船橋市東船橋４丁目37―２　ユーロハイツ・ユアサＣ―103
債務者　阿部　喜行
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２６１号
東京都八王子市松木63―８―105
債務者　滝沢　珠実
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２６２号
東京都杉並区西荻北１丁目３―８―201
債務者　北島　聖二
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２７２号
東京都中野区東中野１丁目15―４　第二仲村ビル　401
債務者　武藤　洋一
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２７５号
東京都東村山市富士見町３丁目12―15
債務者　迎　　美音
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２７８号
東京都板橋区四葉１丁目29―12―303
債務者　川原　幸生
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２７９号
東京都台東区松が谷４丁目26―８―502
債務者　石田　　勉
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２８２号
東京都板橋区蓮沼町69―４―301
債務者　梨本　京子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７２６号
東京都東大和市湖畔２丁目1074番地の99
債務者　横田　夏代
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５１７号
東京都武蔵野市吉祥寺南町１丁目25番12号　パークサイドヴィレッジＤ102
債務者　髙田　理香
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４２８９号
東京都中野区本町６丁目４―１―328
債務者　秋山真由子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４２号
静岡県浜松市中区領家２丁目21番８号テラスハウス杉浦Ｂ―１、前住所静岡県浜松市中区助信町19番19号
債務者　向井　元気
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２２３８号
大阪市浪速区日本橋東３丁目３番26号　ムーンハイツ日本橋　503号
債務者　大瀬　治宏
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部